

令和 6 年 度

社 会 福 祉 法 人 福智の里 鷹 取 学 園

事 業 報 告 書

目 次

目 次	ページ
令和 6 年度 事業報告	1 ～ 1 8
令和 6 年度利用者の健康管理について	1 9 ～ 2 2
令和 6 年度食事提供について	2 3 ～ 2 4
令和 6 年度 行事・結果一覧表	

社会福祉法人 福智の里

指定障害者支援施設 鷹取学園

〒822-0007 福岡県直方市大字下境字鬼ヶ坂 3 3 6 － 1 1
TEL 0 9 4 9 － 2 4 － 6 6 2 2
FAX 0 9 4 9 － 2 4 － 8 3 3 3

令和6年度事業報告書

社会福祉法人 福智の里
指定障害者支援施設 鷹取学園

はじめに

※令和6年度 鷹取学園の現状について

コロナ禍により、4年ほど園内行事が中止また規模縮小が続きました。令和5年5月上旬に感染対策緩和が打ち出され、「第5類」感染症となりました。街中でもマスクを着用していない方々が多く、通常の生活に戻りつつありますが、園内では下記の感染症・感染者が発生しました。

- ① 令和6年4月2日（火）～4月15日（月）高熱・肺炎等（45名罹患）
※コロナ・インフルは陰性。
- ② 令和6年7月22日（月）～8月6日（火）新型コロナウイルス感染（利用者14名感染）
- ③ 令和6年9月6日（金）～14日（土）新型コロナウイルス感染（利用者24名感染）
- ④ 令和6年12月8日（日）～27日（金）インフルエンザ感染（利用者12名感染）
- ⑤ 令和7年1月23日（木）～29日（水）新型コロナウイルス感染（利用者9名感染）

感染対策を継続し、利用者の帰省・外出・面会も期間を設けて制限しました。利用者自身が意識して感染防止を行う事が難しい状況ですので、職員・来園者に対して物理的な対策を行うしかありません。医師・他の障害者支援施設によっては、感染者発生時でも防護服の着用はせず、フェイスシールド・マスクのみでの対応の所もありますが、鷹取学園では感染時でも利用者と密着して対応しなければならず、動きが多い利用者に対応する際は距離が近くなることも多くあり、職員の家族への二次的な感染防止の意味合いからも防護服等は必要と考えます。医療機関や高齢者施設では、面会の時間制限・人数制限が継続して行われていますので、そういった外部の状況を踏まえながら、今後の感染対策を図っていききたいと思います。ただ、コロナ禍の4年ほどの間で利用者の加齢化が進み、保護者の方々についても同様に進んできました。ご家族との繋がりが制限された事でその影響は大変大きかったと感じます。コロナ禍が明けて、「人の繋がり」は利用者や保護者の「気持ちを支え」になっていたのだと痛感しました。これは障害福祉のみならず社会福祉の基盤になりますので、その点を十分頭に入れながら施設運営を進めてきました。12月上旬にインフルエンザ感染者が発生しましたが、なんとか終息し、年末年始の帰省に間に合い、実施できたことは利用者の情緒的な安定につながりました。保護者の皆様には本当にご協力・ご支援いただき、また役員の方々を始め、関係者の皆様には鷹取学園を支えていただき、大変感謝しております。

【当初計画】

1、事業内容

(目的)

この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

社会福祉法人 福智の里 経営内容

指定障害者支援施設 鷹取学園
(1) 生活介護 定員 76名 (利用者一知的障害者)
(2) 施設入所支援 定員 76名 (利用者一知的障害者)

鷹取学園は令和5年度で43年目に入ります。平成21年4月より新体系に移行し、日中活動は「生活介護事業」、生活は「施設入所支援事業」というサービス体系に変わり14年目を迎えることとなります。

今後の障害者総合支援法の改正のポイントとして、①「障害者等の地域生活の支援体制の充実」、②「障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進」、③「精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備」、④「難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化」障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（ＤＢ）に関する規定の整備」等があがっています。中でも①「障害者等の地域生活の支援体制の充実」について、施設から地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進されていますが、約5割の市町村に留まっているという事です。入所施設から退所してグループホームなど地域の中での生活を国は推していますが、鷹取学園には、今年に入って月3～5件の入所希望の連絡が入ってきており、入所施設の必要性は高くなっているように思われます。また、軽度の障害者の方が通所の事業所に通っていて、高齢化による心身の衰えに伴い、入所施設を依頼するケースもあっております。他方、行動障害を伴う障害者の方の在宅及び入所施設からの依頼があるなど、国の方向性とは異なる状況になっております。そういった中、令和4年度当初はある程度安定した人材確保が出来ていましたが、令和4年度中盤から令和5年度にかけて、産休・育休も含め、人手不足になってきました。加えて人材育成も含めて時間をかけながら体制作りを進めていきたいと思います。

《 結 果 》

指定障害者支援施設 鷹取学園は、平成21年4月より新体系に移行し、令和4年度の事業も予定どおり下記2つの事業を実施しました。

(1) 生活介護 定員 76名 (利用者一知的障害者)
(2) 施設入所支援 定員 76名 (利用者一知的障害者)

令和6年度は3年に1回の障害福祉・介護の報酬改定が行われた年となりました。国内の予算の割合で社会保障費関連が56%を占めるなど、年々その割合は増えています。その中で現場を支える社会福祉従事者の給与は他業種より低く、福祉人材が足りていないと言われています。そういった事もあり、社会福祉労働者（現場職員のみ）の賃金向上の加算であったこれまでの「処遇改善加算」が一本化されました（これまでは①「処遇改善加算」②「特定処遇改善加算」③「ベースアップ加算」と三本ありました）。施設・事業所によっては、事務手続きの煩雑さや職種による平等性を欠く等の理由で、申請していない所もありましたが、一本化により申請・取得しやすくなったことは全体的な福祉従事者賃金向上に繋がると考えます。障害サービス全体としての改定事項として、①「現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ」、②「強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や「中核的人材」の配置 や「集中的支援」について評価」、③「感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）」、④「障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し」等がありました。重度の障害者など、より支援が必要な対象者については報酬が増え、事業所の利用時間毎の報酬が区分けされるようになりました。③感染防止対策、④虐待防止・身体拘束の適正化が報酬改定に盛り込まれており、対策を行っていない所については減算対象になります。虐待防止対策を例にあげると、「虐待防止責任者」「虐待防止担当者」「虐待防止委員会」の設置、「虐待防止研修会」の定期的な実施の義務。身体拘束の適正化については、「適正化検討委員会の定期的な実施」「適正化のための指針」「研修会の定期的な実施」を行われない場合は減算対象となります。委員会や研修会の実施だけでも虐待防止についてのもの、身体拘束の適正化についてのもの、感染防止についてのものがあります。また福祉の人材不足、働き方改革、育児・介護法改正等もあり、日々の業務の中で人員が少ない上、一番大切な利用者支援の時間が年々減っている現状があります。本来、虐待防止・身体拘束などは日中活動を含めた支援の向上が必要であり、加えて日々の支援の積み重ねが重要となってきますが、そういった時間を削られて委員会・研修会実施に時間を費やさなければならないのは本末転倒と言えます。また、施設入所支援の改定事項として、i) 「施設のすべての入所者へ地域移行の意向の確認し、地域活動への評価」、ii) 「施設における10人規模の利用定員設定」、iii) 「施

設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設」、iv)「グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価」等が挙げられ、国は地域移行を推し進めています。これは平成26年（2014年）に日本が批准した「障害者権利条約」により、令和4年（2022年）スイスにおいて日本の対面審査が行われました。「障害者権利条約」第19条「施設から地域に出て自立した生活を送る」ことを定めた条文中「障害児を含む障害者が施設を出て地域で暮らす権利が保障されていない」との指摘があり「脱施設化」を後押しする流れとなりました。これまで地域移行を進めてきた結果、障害者支援施設の課題として重度化・高齢化があがりました。国・県・市町村の障害福祉計画において、入所施設の入所者の削減目標数、地域移行に伴う増加目標数があげられています。この点について鷹取学園の場合、R4～6年度の3年間のうち、退園者が8名で（逝去5名、高齢者施設1名、医療機関1名、地域移行1名）、入所者は4名ですので、計4名減っていますが、実際地域移行は1名のみです。現状の入所施設の利用者の状況として、利用者が減ったからといって地域移行に繋がっていない状況にあります。地域の中で障害者の方が関りを持ちながら生活することが大切な事だと思いますが、「地域移行ありき」で制度が進んでいる現状があります。まずは現場の職員の支援力の向上が必要であり、障害者の方がそれぞれの自立に向けて生活・日中活動を行えることが大切です。障害者支援施設（入所施設）とグループホームという生活の場を選ぶことは、どちらかが正しく、どちらかが間違っている事ではなく、その生活の場を選ぶことが大切な事だと思います。また、削減した重度の障害者の方の行き先・受け皿が見えません。行動障害者を伴う重度の障害者の方は、行き場がなく支援施設をたらい回しされたり、自宅でご家族が世話せざるを得ない状況に至っています。そのためにも重度の障害者の方や行動障害者の方を可能な限り受け入れ支援していく環境が必要でありますので、鷹取学園という存在意義を考えさせられます。

利用者支援については、令和6年度に直方市からの虐待認定があり、虐待の疑いのある支援員、他支援員へのハラスメントの疑いがある支援員が発生した事は大きな課題でありました。直方市に協力を依頼する形となりましたが、複数の利用者の虐待の事例があがり、保護者の方への報告、直方市等行政機関への改善の回答報告等、その後の対応を早急に行いました。虐待防止委員会会議、虐待防止に伴う研修も行い、最終的には県からの改善内容についての確認を受けました。上記にも上げましたが、重度の障害者方が多く入所され、行動障害を伴う方もいます。その中で日本の障害者関係の支援員は他害のある利用者支援の場合、被害にあう利用者を守る、他害のある利用者を守る、そして職員自身の身も守る必要があります。昨年、虐待防止研修会で聞いた内容では、北欧では支援者を守ってくれるカードマンがいるとの事です。日本では支援者がすべての人の安全性を確保しながら支援をしていかなければならず、一人何役もこなさなければならない状況があります。その現状の中で利用者支援を進めなければなりませんので取り組んでいきます。

鷹取学園の利用者については下記の通りです（令和7年3月末現在）。

○現在数68名（男性40名・女性28名）/定員数76名。

○平均年齢54歳。

○平均障がい支援区分（5.8） ※目安として、1（支援度が軽い）～6（支援度が重い）。

令和2～6年度まで男性利用者4名、女性利用者6名が逝去されました。その他に1名の男性利用者が病院へ移り、1名の女性利用者が高齢者施設へ移りました。令和6年度は12月末に肺炎・足の骨折で入院していた①Aさん（54歳女性・ダウン症）が令和7年1月17日に逝去しました。入院時は年末であった事もあり救急搬送での入院で、その後の診断も足の骨折の手術でリスクがかなり高いとの事で、手術せずにリハビリ転院する予定でした。しかし、誤嚥性肺炎を繰り返ししているうちに体力が低下し、回復の目処が立たず逝去に至りました。今回亡くなる前に主治医より「90歳の方と同じ体の状態とってください。」との話が保護者にあったとのことです。実年齢は54歳ですが、身体機能・内臓機能において重度の障害者の方は機能低下が早いと考えられています。また鷹取学園において50～60歳のダウン症の利用者の特徴として、認知症の症状・けいれんの症状が見られだして、身体機能も低下し歩行状態・言語状態・嚥下状態も

低下してきている人が増えてきました。10年以上前からダウン症の方は、染色体異常の影響でアルツハイマー型認知症になりやすいと学説で言われだし、現実問題として鷹取学園も同様なケースが増えてきました。早い人は40歳代から症状がでて進行が早いといわれ、鷹取学園の利用者も症状がみられだすと進行が早いように感じます。もう一人、2月下旬に②Bさん（53歳男性）が肺炎（けいれんもあり）のため逝去しました。本人は最重度の利用者で発語もありませんでしたので、通常の日常生活の中では熱発や表情など外部に出た症状でしか体調不調を把握する事はできませんでした。元々体が弱く、喘息や内臓逆位がありましたが、日中活動内の園外歩行などを行うにつれて体力がつき免疫力もついてきました。ただ年齢的に少しずつ体力が落ちていつている状態はありました。今回は入院後に肺炎の診断が出て、これまで見られなかったけいれんの症状が見られだしました。入院が17日間続き、少しずつ体力が低下していったようでした。最後は意識がなくなっていました、Bさんなりに最後まで生き抜いてくれたと感じています。利用者の入院について、令和5年度4名（7例）→令和6年度12名（13例）と増えました（令和6年度 健康管理報告書に病名等を記載）。その中で逝去した2名が含まれます。救急搬送については、その時々状態、週末・年末年始の医療機関の状況により、救急搬送する方が早い治療・処置ができそうな時はそちらの選択肢を選ぶ事も増えてきました。入院に至った場合、病院からは保護者に対して入院の同意、手術が必要であればその同意、延命治療の確認までされます。令和6年度の利用者・保護者との契約の際、緊急時に連絡がつくようお願いをしています。緊急時には、ほぼ職員が引率しますが、入院同意書、手術同意書についてはご家族の署名が必要となります。保護者の方も高齢の方が増え、急な対応ができない場合も出てきました。その際は翌日までには病院に行ってくださいような形をお願いしています。

令和6年度は新たな入所者がいませんでした。各ホームここ2年間で新しい入所者を受け入れましたので、一定期間支援を要しますので、今年度は入所希望が数件ありましたが見送りました。男女によって空き状況の関係がありますが、令和7年度は受け入れを始めていきたいと考えます。入所希望については、ここ数年、特別支援学校在学中及び卒業された生徒さんの入所希望が増えてきました。特別支援学校の生徒数は増加傾向にあり、県内でも2校の新設、既存の支援学校の増設もあっております。その中で障害者支援施設（入所）を希望する生徒さん・親御さんが少数ですがおられますので、特別支援学校の先生・相談事業所と相談し、生徒さんの意思を確認しながら入所を考えていきたいと思います。ここ2年間で入所してきた利用者は個人差がありますが、少しずつ生活に慣れてきています。他害行為に及ぶ利用者も対応する職員によって違いはありますが、軽減されています。精神薬を服用しながらも支援の中で他人に迷惑をかけない事を感じ取っていきえるようになってきたかと思います。また早朝から起きて他人の部屋に入って睡眠に影響を及ぼす利用者も波はありますが、制限されていくうちに変化が見られてきています。利用者それぞれは言語を発する事ができませんが、入所直後と比較して利用者自身の訴えたい事、職員の伝えたいことが少しずつ双方で理解できるようになってきたことは大きく、それによって関係性を築くことができたように感じます。20年前に比べて、新しく入所してくる利用者は、排泄の障害がないのにオムツをはき定時排泄の習慣ができていなかったり、人の食事・お菓子を手つかみで食べたり、睡眠の邪魔をするなど、行ってよい事と迷惑をかけるなど行ってよくない事の線引きがなされていないまま、今日に至っている人が増えています。幼少期・児童期に支援していかないといけない事ですが、それが成されていません。成人の施設や事業所において、食事・排せつ等の生活の基本的な支援に加え、高齢期の介護支援など、これまで以上に成人施設の支援の幅が増え、負担が重くなっている現状があります。その点においても職員の知識・技術の向上を図っていく必要があると考えます。

リハビリテーションは令和6年度で12年となりました。今年度はこれまで来ていただいて作業療法士の先生の一人が、週3回パート勤務していただけるようになりました。日毎で体力低下の著しい利用者に対応してもらいました。最も多く対応してもらったのが認知症の症状のダウン症の利用者で、肺炎で2ヶ月ほど入院し、寝たきりの状態で褥瘡（じょくそう）を伴って学園に戻ってきて、集中的にリハビリを行ってもらいました。拘縮した手足を伸ばす→ベッドに座る→車いすに座る→体を支えた補助具による歩行器使用までできるようになりました。これについては作業療法士の先生もこれまでの知識・技術を生かしながら、一部手探りの状態で取り組まれ、利用者の体の動きがよくなったことにつれて、表情もかなり変化がみら

れてきました。そういった変化を現場の支援員が目にして、また体験していくと取り組むリハビリが有効だと実感できてきます。それによって次につながるようになりました。高齢者施設でもここまでのリハビリを行う事はないと思います。この利用者は一人では動けず、他人の手を借りないとできない状態ではありますが、その利用者にとっての自立につながっているものだと考えます（※利用者は4/18介護保険施設へ移行しました）。寝たきりで食事を摂っていたものが、最後は車椅子で食堂にて摂ることができました（摂取は介助です）それぞれの職員がある意味手探りの中で支援していき大きな成果をあげました。65歳を過ぎると障害サービスから介護保険の対象となりますが、現段階として入所している利用者については、本人または保護者が介護保険サービスへの移行を希望しない限り障害サービスとしての鷹取学園の入所を継続していくようにしています。

令和5年度の職員数（産休・育休者が多く特に女性支援員）が不足している状況で、様々な求人業者を模索しながら求人活動を行ってきました。そういった取り組みの成果もあってか、令和6年度末ごろまでに職員を充足できました。あらゆる業種においてここ数年で賃金向上が成され、社会福祉従事者もそれに応じて加算等も含めた状況で賃金向上が行われました。他業種と比較すると、賃金面では劣ると言われている社会福祉従事者で、人員不足についても長年課題となっている状況です。今年度の求人媒体としては、①ハローワーク（正職支援員・パート支援員・障害者雇用（調理補助））、②マイナビ関係（大卒・短大卒生）、③ジンジブ（高校卒生）、④直方市主催の合同企業説明会、⑤成功報酬制の業者を活用してきました。ここ数年、民間企業の有料の求人業者を中心に進めてきましたが、ハローワークには正職・パート職員問わず、年間通じて依頼しました。担当者の方も長く求人申請をしている中で状況も把握して、前向きに対応していただきました。求職の方も大変意欲的な方が多く申請されていました。高校生についてはジンジブという会社に依頼し、ノウハウ等も教えてもらいましたが、基本的には近隣の高校の求人が中心となるので直接進路指導の先生と面識をもつこと、まずは1名入職してもらうことで次の年につながるものだと認識しました。

実際、令和6年度は女性支援員が3名（全て中途採用）採用でき、女性支援員2名が産休・育休から復帰し、男性支援員2名、女性事務員1名（R7再雇用）、女性パート支援員1名が退職となりました。※令和7年度4月に新卒の男性支援員1名を採用です。マイナビ・直方市主催の合同企業説明会など直接学生と話すことができる就職セミナーに参加し、昨年末辺りから来られる学生の数も増え、表情についてもよい意味で変化がみられるようになりました。コロナ禍が明け、学生もこれまで溜まっていた気持ちを切り替えることができているような印象を受けました。ここ数年中途採用が増えてきましたので、先の事を考えて新卒の人材をできる限り継続して採用する必要があります。一方調理員について、令和5年度末に3名が退職、令和6年度初めに3名入職しましたが、令和6年度末に3名が治療・体調不調をしましたので、急遽2名入職する事となりました。業務体制が安定しておらず、12月から3月中旬までは通常より少ない調理員数で業務を行いました。

【当初計画】

2、令和5年度サービス内容

(1) 生活介護

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として日中において、入浴、排せつ及び食事等の介護、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上並びに維持のために行われる必要な援助。

対象 ＝ 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- ① 障害程度区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者。
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上である者)。

(2) 施設入所支援

指定障害者支援施設は、都道府県知事の指定を受けて、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援）を行う。

施設入所支援の対象 ＝ 次に該当する障害者

- ① 生活介護を受けている者であって障害程度区分が区分4(50歳以上の者)にあっては区分3)以上である者。
- ② 入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの。

《 結 果 》

(1)生活介護については、令和6年度も作業班・軽作業班・機能回復支援班の計8班（各班10名弱）で日中活動＝「仕事」を行う事を基本において、充実した活動を行う事で自立に繋がるように取り組み、やりがい・生きがいを感じることができるように進めていきました。利用者の高齢化に伴い、身体機能低下・内臓機能低下が見られてきた利用者が少しずつ増えてきましたので、令和5年度末に各チーフ（班の責任者）による会議を設け、利用者の班異動の話し合いをしました。鷹取学園創立以来、日中活動は「できる事探し」の目的で作業能力別に班編成を行い、できる面を見つけてそれを伸ばすことでやりがい・生きがいにつなげるようにしてきました。長年所属した班を移動せざるを得ない利用者もいましたが、体力的に厳しい面、支援員側が個別に対応できなくなった面もあり数名移動に至りました。特に手芸班・機能班は最重度の利用者が所属する班であるため、高齢化に伴う身体機能低下の利用者は2班の所属となり、リハビリを含めた活動となります。一方、新しく入所した利用者については上記にあげた「できる事探し」を目的に、日中活動で発散して鷹取学園の生活の充実を図るようにしました。また、リハビリテーションは作業療法士の先生2名に来て頂き、令和6年度は22回（令和5年度は27回）実施しました（例年20～35回の実施）。平成28年度から運動能力別に8グループに分けた中で実施しています。令和6年度は全体的に行うリハビリに加え、作業療法士の先生1名がパート雇用として週3回出勤してもらえるようになったことで、リハビリが必要な利用者の個別リハビリを行ってもらえました。全体的なりハビリテーションはグループ編成であるため、集団の中で体を動かす、個別リハビリは集中して取り組む事ができるため、それぞれで成果があがっていました。園外歩行（直方市中ノ島河川敷歩行・近隣の農道歩行）も昨年同様行いました。歩行は全身の筋力維持に良いとの事で、運動の基礎となるため、グループ分けによって歩行スピードに差が生じないように取り組みました。ただ、利用者によっては残存能力を低下させないために利用者を「大事にしすぎない」リハビリ支援を行いました。年度終わりには各支援員の声をアンケートにまとめて、今年度の反省・対策の会議も行い、翌年に繋げる準備も行いました。

(2)施設入所支援については、入所人数として①プロ野球ホーム(男性21名/24名定員)、②サムライホーム（男性19名/19名定員）、③ディズニーホーム(女性定員14名/16名定員)、④フラワーホーム(女性14名/17名定員)とし、他利用者との関係性を保ちながら「自分でできる事はできるだけ自分で行う」という方針の中で一人一人の利用者が生活しています。4ホームそれぞれで身体機能の衰えがみられる利用者がいて、一方ここ2年で新しく入所してきた若い利用者もいて、ホーム間及び利用者間で年齢の差が生じている事で生活ペースの差が生じてきています。ダウン症の利用者が認知症の症状（これまでの生活習慣の記憶の薄れ、身体機能低下等）がみられ始めている利用者が少しずつ増えてきています。作業療法士の先生のおかげで機能低下を遅らせる事が出来たことで、介助を要しながらも本人なりの生活ができました。同様の利用者が他に3名ほど在籍しています。利用者によっててんかん発作がお

きている人もいて、転倒による怪我に繋がる事もあります。年々新たな課題が上がっている中、いかに本人らしい充実した生活が出来るかを考えながら進めました。居室について、ほとんどの男性利用者は複数人の部屋のままで、女性利用者は全個室化しています。男女で居室に偏りがありますので、今後男性利用者の居住棟工事に取りかかれるようにしていきたいと考えています。

(3)その他

①利用者の健康管理について ②食事提供についての報告

《 結 果 》

①健康管理報告書 (利用者の健康管理について) ⇒ P17～P20

②給食に関する報告書 (食事提供についての報告) ⇒ P21～P22

〔当初計画〕

3、令和6年度行事及び事業内容

1) 行事に関して

令和6年度は下記の行事内容で実施予定。

その中で大きな行事のみを抜粋

〈1〉レクレーション大会 〈2〉学園祭 〈3〉旅行 〈4〉クリスマス会 〈4〉その他

《 結 果 》

〈1〉第44回レクレーション大会

5月24日(金)に園内チューリップハウスで実施しました。新型コロナウイルスも感染対策緩和で5類に下がり、令和5年度から1会場で実施し、利用者の意欲向上から体力向上に繋がるように全体の声援で後押しするようにしました。体力が低下している利用者も含め、利用者1人1種目以上という条件のもと、普段動きの少ない利用者も声援で活気も出て体を動かす機会ができました。午後からは体力のある利用者・職員を中心に、グラウンドで綱引きを行いました。いつもリハビリでお世話になっている北九州リハビリテーション学院の森光作業療法士・高内作業療法士にも参加いただきました。年1回のレクレーション大会は高齢化対策として大きな意味を持つ行事となりました。※当日は手作り弁当を全員で食べました。

〈2〉第44回学園祭

10月19日(土)に実施しました。昨年度は4年ぶりの学園祭で色々な面でエネルギーを使いましたが、今年度はコロナ禍前の状態でやりやすい面がありました。残念ながら雨天のため、来園された方々にご迷惑をおかけし、アトラクションも屋内ですることとなりました。キッチンカーなど外部業者にも協力してもらい盛大に行うことができました。

〈3〉第44回旅行(一泊旅行、日帰り旅行①、日帰り旅行②)

一泊旅行10月25日(月)～26日(火):山口県下関市方面 川棚温泉他、日帰り旅行①11月3日(火):福岡市方面 マリワールド他、日帰り旅行②11月9日(月):遠賀郡岡垣方面ぶどうの樹に行きました。昨年度、全員で旅行を行いました。車椅子対応の利用者が増え、バスの乗り降り・移動に人手・時間を要しました。それを受けて今年度は3グループに分かれて旅行を実施し、体力面で同じような利用者での旅行グループでしたので移動もスムーズで行えました。一泊旅行・日帰り旅行①は貸し切りバス使用、日帰り旅行②は学園公用車を使用し、利用者も大変満足していました。

〈4〉第44回クリスマス会

12月20日(金)に実施しました。園内で調理したクリスマスメニューをふるまい、数年ぶりにイオン直方様が直接利用者一人一人にプレゼントを渡していただきましたので、利用者も大変喜んでいました。例年「Xmas演奏会」を行って頂いていました直方高校吹奏楽部(現役生徒・OBOG会)様は中止させて頂きました。

その他

誕生会は毎月通常通り実施し、園内夏祭りは4/23(金)に実施し職員が趣向を凝らしビニールハウス前で流しそうめんを行い、カラオケを実施しました。バイキングは年2回実施しましたが、2月は調理員が少なかったため、寿司(くら寿司)・シュークリーム(ビアーダパパ)を購入し副食を園内で作りました。寿司は食中毒の関係で、園内で調理できないため、冬場のみで年1回ほどしか提供できませんが、利用者は大変喜んでいました。プロ野球観戦・ときめきスポーツ大会等の園外への行事は中止しました。社会交流は5回実施し、1回はコロナ感染の影響を受けて中止しました。

※作品展示販売について→直方市の「ギャラリーのぐち」での作品展示販売会(場所は無償提供して頂いています)については、令和6年度は①6月27日～7月2日、②11月14日～19日は職員のみで実施しました。コロナ禍も場所の提供を行っていただき、鷹取学園の作品販売、利用者の作業へと繋がっており、利用者が作った作品を通じて鷹取学園を知っていただく機会になりました。このような機会が増えていければと思っています。

2) 建物等に関して

昭和56年の開所前に建てた全棟(①管理棟 ②男子居室棟 ③女子居室棟 ④浴室棟 ⑤作業棟)については、平成25年度に「耐震診断の業務委託」を実施し、平成26年の『最終報告』では『改修不要』の結果が出ました。(※昭和60年に増築した「重度棟」については対象外。)鷹取学園は44年目を迎えます。平成27年度に浴室棟増改築、平成30年度はディズニーホーム(女性居室棟①)増改築、令和元年度はフラワーホーム(女性居住棟②)改造、令和2年度は作業棟増築、令和3年度は食堂棟増築、令和4年度は管理棟改造工事が終了し、計画した5年間の増改築工事がすべて完了しました。男性居住棟の個室化は終えていませんので、数年後に取りかかる予定ですので、令和5年度の建物の工事は行わず、数年後の軽作業棟増築工事・男性居住棟改造工事の準備期間と考えています。

〔当初計画〕

〈1〉男性利用者居住棟(ホーム)外壁塗装工事について

女性利用者居住棟の増改築・食堂棟増築・管理棟改築を終えた箇所については塗装の必要はありませんが、その他の箇所の塗装工事が必要ですので令和6年度に行いたいと思います。塗装は建物の老朽化を防ぐ意味合いもありますので実施したいと思います。今後の男性利用者居住棟工事も見据えて無駄のないように行う予定です。

《 結 果 》

5月10日～6月12日の間で管理棟・プロ野球ホーム・サムライホーム・チューリップハウスの外壁塗装を業者が行いました。特に管理棟・プロ野球ホーム・サムライホームは創立からの建物ですので、44年目となり老朽化を防ぐために必要な工事でした。チューリップハウスも水アカも見られ、外壁が剥がれている箇所もありましたので、塗装と一緒に修理しました。

〔当初計画〕

〈2〉 正門の電気錠修理について

防犯及び利用者の無断外出（事故等）防止に伴い、15年以上前から正門を手動から電気錠に加工しています。年2回のメンテナンスを行っていますが、R5年11月の旅行終了時に利用したバスが正門の柱に接触したことで柱が少し曲がり、戸の閉まりが悪くなりました。鉄製でサビもでて劣化してきておりますので、状況を見ながら修理していきたいと思います。

《 結 果 》

R5年11月のバス接触の影響で柱のずれがみられ、年2回のメンテナンスで微調整しながら対応していましたが、経年に伴う劣化もあり取替工事が必要です。鉄製でサビも出てきましたので、R7年度に取替工事を行う予定です。材質もステンレス製にかえ、地中の電線も新しくする予定です。

3）購入物品、修理品、その他に関して

〔当初計画〕

〈1〉 自家発電装置（スプリンクラー）のバッテリー取替え・他メンテナンスについて

スプリンクラーの自家発電装置については、2ヶ月に1度の電気保安協会の点検で試運転での起動確認をしていますが、1月の点検時にバッテリー取替えやベルト交換等の指摘がありましたので、令和6年度に実施したいと思います。令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、地震に伴う火災が発生し多くの犠牲者が出ました。天災に伴う災害については火災につながってきますので、スプリンクラーのメンテナンスは確実に行っていききたいと思います。

《 結 果 》

4月17日に九電工がスプリンクラーのバッテリー交換とメンテナンスを行いました。メンテナンスは3年に1回程度でよいとの事。次回のタイミングでチューリップハウスの自家発電装置のメンテナンスも同時に行うようにしたいと思います。2機のメーカーが異なっていますが、メンテナンスは可能との事でした。

〔当初計画〕

〈2〉 陶芸班の真空土練機購入について

陶芸班の真空土練機は令和5年に購入し長年使用してきました。近年、中の粘土が詰まる事が多くなり令和5年度は3回ありました。その都度職員で修理しましたが、中の金属が腐食したりパッキンの経年劣化があり、中に空気が入り粘土が乾燥して詰まる状態でした。業者にも依頼し修理を行ってきましたが、修理費用が高くなってきましたので、新しく購入する予定です。陶器や磁器は窯で焼く際に粘土の中に空気が入っていると破裂してしまいます。そのため、陶器を形作る粘土作りの段階で空気を抜いておく必要がありますので、真空土練機は不可欠なものになります。特に陶芸作業はその分野において能力を発揮できる利用者が所属しておりますので、日中活動の充実を図る為にも重要となります。

《 結 果 》

8月9日に真空土練機を購入し、9月5日に関連する電気工事を行い使用可能となりました。これまで修理しながら対応してきましたが、新しい土練機購入でそれまでの手間がかからなくなり、粘土の質だけでなく、窯で焼いた後の作品の状態も関係してきます。利用者の作品の質の維持に大きく影響します。

〈3〉 広地用手押し草刈り機購入について

グラウンド及び園内の草刈りについては、以前は数名で4～5日くらいかけて草刈り機で

行っていましたが、ここ数年はグラウンドや園内の広い場所については職員の親族より手押し草刈り機を借用していました。毎回軽トラックに積んで持ってきていましたので、令和6年度に購入したいと思います。平地だけでなく、斜面も刈る事が出来ますので有効利用できると思います。草刈り機を使用する際は利用者及び職員が近くにいない事を確認して使用するなど安全に使用するよう配慮していきます。

《 結 果 》

4月26日に広地用手押し草刈り機（オーレック HR665）を購入しました。これまで草刈り機で数人かけて数日行っていたグラウンド他の草刈りが一日で行えるようになり、時間も含め、かなり効率よく環境整備できるようになりました。ある程度傾斜も刈る事が出来ますので有効活用しております。

計画内での金額の大きい物及び計画外で発生した修理・購入物品等 ※主な分だけを抜粋

- 04/18 医務室のコア・クリーン（微酸性次亜塩素酸水生成装置）を新機種に取り換える。
- 05/20 紙折り機（配布書類用）が故障し、R-99J（超音波 OP セット）を購入。
- 05/28 園内の電話機の部品供給が出来なくなり、主装置・電話機14台・子機1台の取替工事を行う。
- 08/27 洗濯機の経年劣化に伴い、大型乾燥機（アケアHCD-3307G）の取り替え工事を行う。
- 09/24 玄関前の防犯カメラ・レコーダー・モーターの故障に伴い取替え工事を行う。
- 10/28 ①災害用電話機を事務室から職員室への移設工事、②調理室に電話機の増設工事を行う。
- 10/11 直方特別支援学校正門前交差点に「鷹取学園の看板」取替工事を行う。
- 12/12～13 10/10 台風で誤発報した消防設備の配線改修工事、フarrowホーム裏の電柱建替え工事を行う。
- R7. 01/02 リフト付きハエースのリフト箇所が故障のため「リフト付レミアエース」を購入。
- 01/02 職員室の空気清浄機エアドックX（X8DPro CAREセット）を購入。

4）維持管理、その他

〔当初計画〕

〈1〉 館内のボイラーのメンテナンスについて

本館機械室の給湯ボイラーについて、1機は令和2年1月下旬、2機目はR5.3月上旬に取替えました。メンテナンスは年2回行うようにします。また令和3年度にボイラー室内のポンプの漏電、令和4年度に熱感知器の配線不具合が発生、令和5年度には老朽化した配管からお湯が吹き出る事がありましたので、定期的なメンテナンスを引き続き行っていきます。R3年度設置のチューリップハウス裏の自家発電装置（緊急時の調理室・食堂一部・チューリップハウス空調の電気確保）のメンテナンスは設置したばかりですので検討します。

《 結 果 》

本館機械室の給湯ボイラーについて、メンテナンスは8月20日、2月25日に行いました。令和5年度にボイラー室の配管が老朽化に伴いお湯が噴出して配管取替工事を行いました。ボイラーは新しくなっていますが、配管が鋼管の上、経年劣化で特に寒気のした。園内で経年劣化している配管があり、寒気が強い日に破裂してもおかしくない状態です。令和7年度に物干し場付近の錆が激しい配管の配管の取替えを行う予定にしております。

5) 園内の環境整備

〔当初計画〕

〈1〉各ホームの修理・整頓

利用者の居住棟であるプロ野球ホーム（男性居住棟①）、サムライホーム（男性居住棟②）、ディズニーホーム（女性居住棟①）、フラワーホーム（女性居住棟②）において、特に女性利用者の居住棟は個室になり部屋数が増えましたので、日課の中で掃除時間を確保し、利用者の身辺自立と衛生面を保てるようにしていきます。行動障害を伴う利用者が居室の戸を破損させたり、壁紙を剥いで食べる行為等もあるので、その都度修理していくようにします。

《 結 果 》

各ホームの装飾や掲示物については、必要な掲示物、毎日の生活の中で利用者が楽しみになるようなものなどを判断しながら飾りすぎないようにしていきました。その中で、食事については利用者が生活の中で一番の楽しみになるため、栄養士が工夫を凝らしてメニュー表に食べ物の絵を入れたり、ひらがなで掲示するなど利用者にわかりやすいように作製しました。また、高齢化により体力低下の利用者も増え、各ホームで生活のリズム、生活のペースが異なってきましたのでホーム利用者の特徴に応じた掲示を行いました。衛生面については、新型コロナ・インフルエンザ等の感染症が年5回発生しましたので、感染防止対策として定期的な手洗い・うがい、できる利用者はマスクの着用を行い、ハイター等の塩素系で接触箇所の消毒を行いました。

〔当初計画〕

〈2〉全体掃除日・害虫駆除

月1回の「誕生会」の午後に「全体掃除日」を設け、各ホーム・食堂・チューリップハウス・生活実習棟など、普段行えない細かい所まで掃除を行い衛生管理に努めていきます。平成30年度から令和3年度までの増・改築工事等の影響からか、蛇・ムカデが室内に入り込んだり、中庭に出没する事が続いていますので、害虫駆除を年2回に増やし、駆除の時期も早めて利用者がケガをしないように対応します。

《 結 果 》

園内の掃除については、朝利用者と職員で担当を決めて行い、毎週水曜日の午前中にルームキーピングとして、利用者の身辺自立として居室等の掃除を行っています。他の施設や事業者は園内の掃除を障害者雇用で依頼している所も多くみられていますが、当施設は自分の身の回りは自分で行う事を基本としております。高齢化もあり、体力低下が進んだ利用者が増えた事で利用者自身が掃除の取り組みが厳しくなってきたため、職員比重が増えるようになった現状はあります。全体掃除については、毎月の誕生会の午後に実施し、日頃できない各ホーム・食堂・生活実習棟等の掃除は計画通りに行いました。学園祭前は、業者に依頼し食堂棟のワックス掛けを行いました。害虫駆除は5/14、7/4に実施しました。温暖化の影響か、害虫駆除は早めに実施しなければ、ムカデが出て利用者が刺されるなど事もありますので、時期を見て行いました。定期的に薬剤散布を実施しました。

6) 学園周辺の環境整備に関する事

〔当初計画〕

令和3年度の「食堂棟R3増築工事」に伴い、フラワーホーム・ディズニーホーム側の樹木は残しております。フラワーホーム玄関付近のもみじ周辺には職員が自主的には花苗を植えてくれるなど環境整備を行っています。学園周囲で樹木や花を植えている箇所については、学園祭前に業者に依頼し剪定を行ってもらいます。夏・秋の園内・園周辺の草刈り、毛虫等の駆除については、草刈り機・噴霧器により学園職員で対応していきます。ここ数

年、園外でイノシシ、ビニールハウス内でアナグマ・アライグマ等の小動物が出没し、直方市及び狩猟組合と連携して、利用者・職員の安全確保を考え、農園芸班・アロエ班の作品の確保を目的に駆除も行っていきたいと思います。

《 結 果 》

10/04・09・11で業者に例年より園内・グランドの剪定を行ってもらいました。草刈り・除草剤散布・建物の外周への石灰の散布等については、男性支援員が行いました。広地用手押し草刈り機を購入しましたので、人員・時間共に効率よく環境整備が出来ました。毛虫等の駆除についても噴霧器を使用して職員が行いました。玄関付近の花壇は農園芸班が担当し、職員駐車場横・フラワーホーム庭は花の好きな職員が自主的に花を植え整備してくれました。グランドの倉庫が10月の台風で破損したため、令和7年度にフラワーホーム奥に倉庫を建てる予定にしております。それに伴い、令和6年度内に業者に依頼して、梅檀（せんだん）の大木を2本切ってもらいました。車の出入りができるように通路の確保も行っています。

7) その他継続懸案事項

〔当初計画〕

〈1〉男性利用者居住棟増改築工事計画に伴う

事務倉庫及び行事道具・防災用倉庫を含む軽作業棟建替え工事について
女性利用者の居住棟の増築及び改築工事（個室化）については、女性利用者の体力低下が男性利用者より先に進んだため、優先順位により女性利用者の居住棟を先に工事し、令和2年度に終わりました。軽作業棟の移設工事及び男性利用者の居住棟は予算確保が出来次第取り掛かる予定ですが、鷹取学園の利用者数や職員数を見据えながら定員を考えていかなければなりませんので、その事も含めて今後検討していきたいと思います。またショップ兼事務（書類）倉庫（平成6年度建設）も含め、各倉庫（①書類収納倉庫、②行事道具等収納倉庫、③防災倉庫）の移設も行います。

《 結 果 》

5年ほどかかりました園内の建て替え工事は、令和4年12月末に管理棟改築工事が終わり、一旦終了しました。男性利用者居住棟の増改築が終わっていませんので、物価高騰に伴い資金を見据えながら、まずは軽作業棟を移設し、男性利用者居住棟増改築に取り掛かる予定です。令和6年度の報酬改定では定員が10名毎の報酬となり、定員削減を進める内容となりました。ただし、重度の障害者、行動障害を伴う障害者の行き先が狭まっている中で、鷹取学園も存在は大きく、国が進めている方向性とギャップを感じます。令和7年度にテント・机・看板等の倉庫を設置する予定ですので、状況を見ながら進めていきたいと思います。

〔当初計画〕

〈2〉 屋根防水改修工事について

以前から見られたフラワーホームの雨漏りについて、原因が特定できませんでした。令和5年度に業者に見てもらい部分改修工事を行いました。その際、全館の屋根の防水改修工事の見積もりを依頼したところ高額な金額でしたので、計画立てて工事が必要だと考えました。ただし、外壁塗装工事同様、屋根防水工事は建物の劣化を防ぐ工事になりますので、移設等の建て替えを含めて計画していくようにします。

《 結 果 》

屋根防水工事については建物の劣化を防ぐために必要ではありますが、資金と屋根の状況、建て替え工事を見据えて計画的に実施していきたいと思います。フラワーホームの雨漏りは令和5年8月に塗装工事を実施し雨漏りがなくなりました。雨漏り等の状況も見ていきたいと

思います。令和6年度に管理棟・プロ野球ホーム・サムライホーム・チューリップハウスの外壁塗装工事を行いました。内壁塗装工事について建築士に見てもらったところ、次回男性居住棟改築工事の際に行う事で問題ないとの結論でした。また、創立以来の居住棟は45年目となりますが、コンクリート・平屋等を踏まえるとまだ建物としては持続可能との事でした。

8) 令和6年度職員研修計画

〔当初計画〕

＜1＞ 職員及び求人について

令和5年度は女性支援員を1名・男性支援員を3名（男性1名が新卒・男性2名・女性1名が中途採用）採用できましたが、12月末に体調不調等により女性支援員が2名退職しました。女性支援員の在籍数は一定数確保できていますが、育休が4名発生していますので女性支援員が不足しています。令和6年度は女性支援員の求人に力を入れていきます。一方、男性職員の人数は確保できていますが、平均年齢が高いため、将来的に男性職員の人員確保も必要になってきていますので、新卒者を含め、中途の支援員の求人など状況によって進めていきたいと思います。人手不足については、以前から課題としてあげてきましたが、運営する上で現在一番の課題と言えます。県内でも外国人労働者を取り入れている施設や事業所も増えてきております。鷹取学園は重度で行動障害を伴う障害者の方が多いので、外国人労働者にとって支援業務のハードルは高くなってくると思いますので、できるだけ日本人の雇用を考えていく予定にしています。これまでパート職員の採用につきましては、ある程度補充できている状況ではありますが、正職員が不足していますので一つの選択肢として考えていきたいと思います。職員研修等で職員のレベルアップも進めていきます。

《 結 果 》

令和5年度から女性支援員が産休・育休中のため、不足している状態でした。令和6年度もほぼ同状態が続いていましたが、年度終わりごろになって令和6年度は女性支援員が3名（全て中途採用）採用でき、女性支援員2名が産休・育休から復帰し、逆に男性支援員2名・事務員1名（R7年度から嘱託職員として再雇用）・女性パート支援員1名が退職となりました。まだ2名の女性支援員が育休中です。数年、女性支援員の人数が少なく負担が多い状態が続いていましたが、本来の人員体制で行えるようになりました。他の障害者施設で外国人労働者の雇用が増えており、高齢者施設に至っては障害者施設より雇用が多いと思われます。今年度、鷹取学園ではなんとか日本人を雇用することができていますが、今後この状態が維持する事ができるかは不透明な状況です。他施設の状況を聞きながら検討したいと思います。令和5年度末に調理員が3名退職し、令和6年度初めに3名が入職し充足しましたが、R6年12月には治療及び病欠に伴い調理員3名が欠員、その後1名治療から復帰し、2名入職し、R6年度末によりやく通常の人数で調理業務を行う事ができるようになりました。食事は毎日の事で、利用者の一番の楽しみと言っても過言ではありません。支援と同様に調理員の確保・業務の充実が図れるように進めてきました。鷹取学園では、一定時期にほとんどの業種で欠員がでしたが、人数が少ない場合は助け合い、充足した場合は育成に力を入れるなど、利用者の生活に影響が出ないように、また利用者の生活が充実できるように職員の質の維持を常に考えてきた一年でした。

〔当初計画〕

＜2＞ 令和6度職員研修について

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、令和2年度はオンライン研修会となり、令和3・4年度はハイブリッド研修会（一部研修会場に参加、それ以外はオンライン研修）、令和5年度に入り1年を通して対面研修が増えてきました。＜1＞で上げましたが、女性支援員が不足したことで研修自体はほとんど男性支援員の参加となりました。またここ数年オンライン研修という形となり、まともに研修といった状況でありませんでしたので、対面

研修に行った職員には研修報告を行う事で研修の内容を振り返り、説明する機会を設けました。特に障害サービスの制度について、現場の職員は理解できていない部分がありますので、鷹取学園で上がっている課題（行動障害・高齢化・入所施設等）については聞いておいて整理しておくことが大切だと思います。対面研修の場合は研修以外で他施設・事業所の職員の方と関わる機会が出来ますので、その点はオンラインと大きく違うメリットだと思います。令和5年度に私が支援施設部会の全国大会（沖縄大会）に参加した所、ワールドカフェという形でテーマに沿って数名で話し合う能動的な形式でこれまでにない研修会がありました。その際、自分自身が気づいた事は入所施設の考え方に固まりすぎているという点でした。鷹取学園という障害者支援施設（入所施設）の支援に自信を持ちながらも、障害者の人生というものをいろいろな視点で考える事が出来るようにならなければなりません。そういった意味からすれば今回の研修会の意義は大きなものと思います。より専門性が必要になってくる部分もあり、一般的な見方も大切です。令和6年度は対面の研修が増えていきますので、職員の質的な向上を図っていきたいと考えます。「社会福祉主事資格認定通信課程」「強度行動障害支援者養成研修」、知的障害者福祉協会及び社会福祉協議会主催の全国大会・九州大会に参加し、知的障害者の中での課題を考えながら職員の質の向上を図っていききたいと思います。

研修内容

- 1) 福岡県社会福祉協議会主催による各種研修会
- 2) 全国社会福祉協議会主催による各種研修会
- 3) 全国知的障害者福祉協会主催による、各種研修会等
- 4) 福岡県知的障がい者福祉協会主催による、各種研修会等
- 5) 福祉関係機関より案内を受けた各種研修会のうちで、内容を検討し、当園に必要と思われる内容を取捨選択し参加
- 6) 異種開催の各種研修会並びに通信教育及び資格認定講習会等
- 7) 関係行政機関主催による研修会
- 8) 海外研修
国及び各福祉諸団体が主催する海外研修、その他知的障害者福祉の向上につながる内容の研修会
- 9) その他
例) 知的障害者福祉の向上につながる研修等
知的障害者の加齢化、高齢化に対して対応できる研修等

《 結 果 》

令和6度研修は、コロナ禍が明けてからようやく対面での研修が主流となってきました。オンライン研修も開催されていますが、対面研修で他施設の方と関わったり、講師の生の声を聞く事はその熱量を感じ、質問ができる環境でもありますので、研修成果はオンライン研修とは大きく違います。令和5年度に引き続き、令和6年度も女性支援員は産休・育休職員の関係で研修会の参加がほとんどできていないのが現状です。12月末には支援員が充足しましたので、来年度には参加できるように対応したいと思います。その中で「強度行動障害支援者養成研修」はオンライン研修ではありますが、まだ受講していない6名の職員が受講できました。行動障害を伴う利用者が多いですので、支援向上のために有意義な研修会でした。その他、「新任研修」「社会福祉主事資格認定通信課程」については、毎年勤続年数によって順番で受講し、社会福祉全体の基礎知識を学んでいます。中途採用の職員は基本的な知識を得る機会が中々ありませんので、受講した職員は「勉強になりました」との声を聞くことができました。園内研修会では、虐待防止研修として11月に支援員・看護師全員に「障がい福祉サービス事業所等支援員研修」を1ヶ月かけてオンラインで受講しました。この研修は県から虐待認定を受けた事業者は全員必須という事で、その間研修時間がかかなり長く日中活動ができない状況でしたので、その点だけは改善してもらいうように県に依頼しました。

虐待防止研修会として、経済的虐待等の視点から「成年後見人制度について」というテーマで、弁護士に講師を依頼していましたが、利用者が新型コロナウイルスに感染し2回中止となりましたので、来年度は実施したいと考えます。利用者の高齢化に伴い身体機能低下の利用者支援として、介護技術向上を目的として、リハビリテーションで来園していただいている森光作業療法士・高内作業療法士に講師を依頼して研修会を行いました。介護技術は、福祉学科を卒業したり、福祉資格を取得している職員は基本的な内容ではありますが、他業種から転職した支援員は介護の知識がありませんので、職員間で知識・技術に差が生じ利用者に対する一定の支援ができていませんでした。令和2年度に女性支援員に対して同様の研修会を行いました。全体で行うのは今回が初めてでした。男性支援員は女性支援員に比べて力がある分、力に頼って体を痛める事があります。そのため、体のバランスなど重心等を考えながら介助する技術が重要になってきますので、この研修は大変重要となりました。行政から職員へ周知する内容が年々増えてきており、加えて、人手不足、働き方改革で労働関係法の改正により、利用者に対する支援の時間が少なくなっています。また、知的障害者福祉協会及び社会福祉協議会主催の全国大会・九州大会には今年度は参加しておりませんが、知的障害福祉の課題解決を考えながら職員の質の向上を図っていきたいと思います。

9) 職員の健康管理を含めた雇用管理

〔当初計画〕

職員の健康管理は、正職・パート職員を含めた全職員（支援員・看護師・事務職員・厨房職員）が対象となっており、健康診断を年1回実施しています。夜勤勤務の職員（支援員）は、別に年1回の法定健康診断を行います。年齢が35歳以上の職員については、成人病検診まで対象としています。安全衛生推進者に任命している看護師に職員の健康診断の結果を把握してもらい、再検査が必要な職員には検査後に報告してもらっています。再検査を行っていない職員については安全衛生推進者から確認をしてもらい、職員の健康管理を行っていきます。新型コロナウイルス感染については、R5年7月7日（日）～23日（日）の間で、利用者26名（男性利用者のみ）・職員3名が感染し、3回目のクラスター発生に至りました。今回は男性利用者のみの感染で終息することができ、感染力が弱くなったことや職員の状況判断が出来てきたことは大きかったと思います。1回目・2回目と比較して症状も軽減されたように思われましたが、糖尿病に罹患していた利用者が感染し、容態が急変したことで逝去し、コロナ感染の危険性も感じました。5月8日に新型コロナウイルスが2類から5類へ引き下げられましたが、鷹取学園では感染防止対策は継続して行いました。また令和6年に入り、1ヶ月ほど利用者の嘔吐・下痢症状が続きました。ただ、症状がみられた利用者は1～2日で症状が治まり、症状のある利用者は多い日も3名程度でした。保健所が来園し、食中毒の疑いはないとの事で、感染防止の細かな指示はありましたが、これまで鷹取学園が行ってきた対応と大きな違いはありませんでした。利用者の帰省については規制緩和以降1泊2日で行い、令和5年年末から2泊3日、2週間に1回という形にしました。保護者によっては旅行等に行かれる方もおられますので、しばらくは制限を設けて実施するように考えています。感染対策用品については随時常備しておくようにします。新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザ、その他の感染症も流行っていますので、令和6年度も県内・市内等の感染状況も見ながら対応していきます。

《 結 果 》

職員の健康診断は、11月5日～27日まで正職・パート職員を含めた全職員（支援員・看護師・事務職員・厨房職員）が対象で実施しました。夜勤勤務の職員（支援員）は、4月3日に健康診断を行いました。年齢が35歳以上の職員については、成人病検診まで対象としており、安全衛生推進者に任命している看護師に職員の健康診断の結果を把握してもらい、再検査が必要な職員には検査後に報告してもらっています。再検査を行っていない職員については安全衛生推進者・管理者が確認をし、職員の健康管理を行っていききました。感染

症については、令和5年度から規制緩和されていますが、免疫力の事を考えると園内の感染対策は引き続き必要と考え行ってきましたが、新型コロナウイルス・インフルエンザ、その他の感染症と思われる状況が5回ありました。その都度、看護師が諸検査→医療機関への連絡・薬処方と適切に対応してきました。それに加え職員の感染も広がりますので、勤務の対応も出てきます。職員については、ピーク時のような感染の広がりはなく、宿泊先の手配も必要ありませんでした。令和6年度のインフルエンザ感染の場合は、協力医の魚住内科Drよりタミフルを予防薬として、利用者・職員に処方していただき、感染拡大を防ぐことができ、大きな感染に至ることなく対処できました。利用者の帰省・外出・面会についても、感染者が発生した場合は中止する処置をとりました。規制緩和したとはいえ、保護者の方も高齢の方が増えましたので、この1年ご家族の感染防止も考えて取り組みました。福岡県指導監査の際（8/6）、浴室水質のレジオネラ菌検査の指示があり、12月18日に男女浴槽の湯を検査に提出し、1月6日に基準値以下との書面結果が出ました。同検査はこれまで必要ありませんでしたが、今後も年1回の検査が必要ですので実施していく予定です。

10) 防災・防犯訓練

〔当初計画〕

避難訓練については、県から監査の度に年間で火災訓練2回、地震訓練1回、風水害訓練1回実施するように指導があつています。令和5年度は火災訓練2回（3月に実施予定）・地震訓練1回・風水害訓練1回（職員説明）を行いました。数年は利用者同士で助け合いながら避難できるように促してきた結果、ある程度自分たちで助け合って自主的な避難ができていました。しかし、期間が空くと忘れてできなくなっていましたので、定期的な訓練が必要だと感じました。今回東日本大震災で被災された障害者の方たちをもとに製作された「星に語りて」という映画を各職員に見てもらいました。内容は障害者や身体が衰えた高齢者の方たちは避難所では避難できず、ほとんど自宅で過ごしていたという話でした。実際の避難所では障害を持たない人たちが自分たちの生活だけで精一杯となり、障害者や身体が衰えた高齢者の方の事まで気がまわらず、冷たい言葉を発したりすることが増え、避難所において居場所がなくなって、自宅で過ごすようになるとの事でした。実話に基づいた映画であり、被災した障害者やその他の社会的な弱者と言われる方々の現実を職員一人一人が考えさせられる機会となりました。この件は私が見学した熊本県益城郡で被災された障害者施設でも同じ話があり、普段は障害者を支えてくれるような方も避難所生活が長くなれば自分たちの生活に余裕がなくなって、色々な弊害ができてくる事でした。そういった事を耳にすると福祉避難所の重要性を改めて考えさせられます。令和6年1月に能登半島地震が発生し、障害者支援施設の建物が壊れている中、生活しなければならない場面がテレビで放映されていました。利用者だけでなく職員も自宅にも帰れない状況で、少ない職員数の中で支援している状況は過酷なものでした。令和6年度は日頃の避難訓練、非常時の食事・生活用品の備蓄、建物のメンテナンス等、もう一度見直して準備を進めたいと思います。

《 結 果 》

避難訓練については、県から監査の度に年間で火災訓練2回、地震訓練1回、風水害訓練1回実施するようにとの指導があっており、令和6年度は火災訓練2回・地震訓練1回・風水害訓練1回（職員説明）を行いました。能登半島地震により障害者支援施設も破損している中、障害者の方が生活している報道が流れていました。利用者・職員も自宅にも帰れない人もいて、制限された生活を余儀なくされており、他人事ではないと感じます。そのため、避難訓練も例年行っている利用者同士の助け合いで避難できるように計画しましたが、期間が空くとくど誰が誰を助けるのかわからなくなっていました。職員が出勤できてる状況であれば避難誘導できますが、出勤が少ない夜勤帯を想定した避難訓練が必要ですので、助け合いながら避難する事を定期的に行い、今後も継続していきます。10月に台風が九州に上陸しました

が、福祉避難所として利用することはありませんでした。福祉避難所は一般に公開されていませんが、その準備はしておかなければなりません。台風状況、被害状況を含め、直方市のホームページで市内の一般避難場所、避難者の数を確認しながら対応しました。鷹取学園内の利用者の安全確保と同時に、準備段階でも直方市の情報を確認しながら進めました。未曾有の災害という言葉がよく出ていますが、常日頃の避難訓練、非常時の食事・生活用品の備蓄、建物のメンテナンス等、定期的に見直して準備しました。

令和6年度 健康管理報告書

看護師 川崎小百合

〈健康管理について〉

令和6年度も前年度と変わりなく行政指導の範囲を計画として健康管理を行い、管理については予防に重点を置き、入所者に対してケースバイケースで対応し進めていきました。

令和5年度に新型コロナウイルスが5類移行となり、治療薬も処方されるようになった為、予防接種は希望者のみ（今年度は希望者なし）となり、インフルエンザ（3価）の予防接種は入所者及び職員一斉に行いました。日常生活においても徹底してうがい・手洗い指導を行い、加湿器による居室の湿度管理や医務室に設置している微酸性次亜塩素酸水生装置（コアクリーン）にて、日々次亜塩素酸での清掃・消毒、1日2回の検温を徹底して行いましたが、コロナウイルス3回・インフルエンザ1回、クラスターが発生しました。しかし、協力医と連携を取り、学園内で迅速に検査を行い、速やかに薬を処方していただき拡大を防ぎ終息することが出来ました。今後も症状の早期発見、拡大防止に努めていきたいと思います。

今年度は、延べ13例の入院（2名逝去）がありました。

- 1) 56歳 男性 蜂窩織炎
- 2) 55歳 男性 肺炎
- 3) 66歳 男性 鼠径ヘルニア手術
- 4) 54歳 女性 ①大腸カメラ検査②大腿骨転子部骨折・肺炎（R7.1.17 逝去）
- 5) 64歳 男性 蜂窩織炎
- 6) 68歳 男性 細菌性肺炎・気胸
- 7) 59歳 女性 右腓骨骨折手術
- 8) 61歳 男性 肺炎
- 9) 53歳 男性 肺炎（R7.2.26 逝去）
- 10) 57歳 男性 嘔吐・意識レベル低下 入院中に誤嚥性肺炎
- 11) 67歳 男性 S状結腸軸捻転・腸管壊死・人工肛門造設術
- 12) 64歳 男性 肺炎

現在の支援費制度では通院支援と受診時の支援までが施設側の支援対象となり、後はご家族にお任せする体制をとって、入院の際担当医からの病状説明は必ずご家族に立ち会って頂くようお願いしております

○令和6年度 入院時の状態説明

以前は家族が付き添われ入院又は、手術を受けておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の為、上記の入院に関しては付き添いや面会がほぼ出来ない状態でした。

当園は重度・最重度の利用者が多く、保護者及び兄弟姉妹も加齢化しています。病院側からの付き添い要請があったとしても、現在の学園職員数及び体制では入院時に充分な手が届かないのが実態です。医療機関に対して、知的障害者をいかに理解してもらうかといった色々な働きかけと家族の努力、医師との協力体制によってしか実現しません。本当に一般の人が入院するという意味では、コミュニケーション、痛みの反応など通常では考えられない様な事態が生じますし、入院の受け入れ等を含め、いろいろと高いハードルを乗り越えてきたという経過がありました。

今後、現在の体制の流れがどう変化して行くかは判りませんが、どのような体制になろうとも、増えてくる知的障害者の医療問題に対し、実際にどの様に対応していけるかが大きな課題としてあげられます。

〈精神科疾患者の治療〉

令和6年度精神科の診療は、これまで同様に鳥巢Dr. が学園に来園され、診察を受け精神薬の長期服用による副作用予防や、精神症状の状態を見ながら投薬調整を行って頂いております。令和6年度は、コロナ禍前の行事に戻り、ようやく通常の日課を送る事ができ、全体としては落ち着いていたと思います。今後とも、ご家族の協力の基に、職員は利用者の症状の変化を把

握しながら、的確な報告を行い、病気が少しでも改善される方向に向かうように取り組んで行きたいと思います。

〈**歯科治療**〉

利用者の歯科治療については、重度・最重度の知的障害者を持つ人達でも問題なく受診する事が出来るようになっていきます。しかし、中には情緒不安定の人がいて時々騒がしい場合もあります。当園の利用者は、定期的な検診・治療のおかげで歯科に関しては普通の人並みに口腔内の状態維持はできていると思われます。それを継続して行くためには、毎食ごとの歯磨きは支援員に頼らなければなりません。歯磨きに関しては昨年同様、本人が磨いた後に職員が磨き直しを行っています。人が生きていく上で歯はとても大切ですから今後もブラッシング指導の大切さを基本におきながら口腔衛生に力を入れていきたいと思っています。

現時点での歯科治療に対する問題点は、利用者の高齢化による義歯の装着者が増えたことと、その咬み合せがうまくいかないといった点です。 また装着した義歯をすぐに外して捨ててしまうといった事が問題となっています。

〈**健康維持・管理内容**〉

- 1) 毎日実施
投薬を必要とする園生
精神科：統合失調症、癲癇発作のある人。
内科・眼科・外科その他、必要に応じた場合の対処。
- 2) 毎週実施
① 全園生に対する検温（原則として毎週月曜日に実施）
② 血圧測定（病気により 31 名実施）他必要に応じ測定
③ 魚住内科胃腸科医院 隔週火曜日往診
- 3) 毎月実施
① 体重測定
② 精神科医による診察
- 4) 3ヶ月に1回実施
①皮膚病検査
- 5) 年に 1 回実施
①心電図検査（35 歳以上）
②身長測定
③委託検査
 歯科…全園生対象（4月実施）
 インフルエンザ予防接種
 コロナウイルスワクチン接種
 精神科内服者の血中濃度検査（年2回）
 骨密度検査（40歳以上）
④眼科検診
⑤子宮癌検診
- 6) 法定検査
① 健康診断…前期・後期の全 2 回
 （成人病検査・血液検査・尿検査・血圧測定実施）
 他、健康診断の結果、医師の指示のある人のみエコー検査・その他の検査を実施
② 胸部レントゲン検査…年 1 回前期65歳以上（県の指導により）

以上、令和6年度の医務に於ける計画に関して、当初計画通りにほぼ実施できました。子宮癌検診に於いては新型コロナウイルスの影響により6年度も中止になりました。全ての結果は記録として残しています。

〈**高齢化対策**〉

重度・最重度の知的障害者の人達の健康状態を見ていると一般の人より遥かに加齢化は早いと感じます。体力・嚥下能力の低下による誤嚥性肺炎が多くなっており、病院に搬送後症状が改善せず逝去される方も今年度2名おられました。また学園全体の大きな問題点としては、重度・最重度の知的障害者を持つ人達には受け入れてもらえる専門病院がなかなか見つからず入院でき辛いという現実です。医療機関からの入院条件としては、本人が訴えることが出来ないか或いは分かり辛いために、家族並びに学園職員の付き添いが必要であること、医師が患者さんに治療をするにあたって、インフォームドコンセントを行います、その時の了解が確実に保護者の理解がなされているのか、といった医療事故を防ぐための保障があるかないかといった事です。

令和6年度は、延べ13名の利用者が入院となりましたが、新型コロナウイルスの影響で面会が出来ず、病院での経過把握が容易に出来ない状態でした。入院問題については今後も色々な問題点が生じると考えます。保護者の方も頭の中では分かっておられていても、現実に我が子の問題として起きた場合は、治療の選択等について判断に迷う事がでてきます。

今までも人権尊重ということで個人情報となる個人的治療経過等に関しては、各個人ごとに通知し、連絡がつきづらい事もありました。この点に関しては保護者との会合の際に、「緊急の場合に間に合わない事が生じるため、確実な連絡先を学園に知らせておいて欲しい」と伝達して、情報の取りまとめを行いました。利用者が学園で生活する上で、個人ごとに抱えている病気等の問題については、その時、その場面で出来るだけ詳しい情報をお伝えし、危険な状態を最大限に避けていきたいと思っております。

知的障害者の方々の方々の置かれている現在の医療体制について、自分達の子どもさん(利用者)の置かれている現実をもっと知って頂く事が基本となります。保護者の皆様方のご協力を得まして今後とも進めて行きたいと考えています。

学園の健康管理体制

学園の健康管理体制に沿って実施。

嘱託医、協力医療機関及び準協力医療機関

下記の通りです。

1、鷹取学園嘱託医

精神科

高山病院 院長 精神科医 所在地 電話番号	高山 克彦 鳥巢 美穂 直方市下境3910番地50 0949-22-3661
--	---

2、協力医療機関

内科

魚住内科胃腸科医院 院長 所在地 電話番号	魚住 浩 直方市頓野1919-4 0949-26-6610
--	--

歯科

令和6年度 給食に関する報告書

指定障害者支援施設 鷹取学園
栄養士 高津陽子

1.はじめに

当園で集団給食に携わるにあたり、栄養バランスのとれた献立の提供や衛生管理の徹底された食事の提供を前提とし、そのうえで、行事食を通して季節感や文化を感じてもらい、美味しく楽しく満足できるものを提供したいと考えます。基本事項として、前日に調理作業の流れをシュミレーションし、調理作業を効率的に行うため、機械器具の準備・調味料の準備をしておき、当日、作業中の食品庫への行き来をできるだけなくし、時間配分・作業動線を考えて、より美味しい食事を作るよう最善を尽くしています。

2.行事食・嗜好について

令和6年度も新型コロナウイルス感染・インフルエンザ感染等が引き続きみられ、当園においても7月・9月・12月・1月に感染者が発生しました。その際は感染エリア・非感染エリアに分かれて利用者が生活していたため、使い捨て容器で食事を提供しました。できる限りエリア毎での接触を避けるように食事の運搬等についても配慮しました。

毎月の誕生会は、その時期その季節に合った旬の食材を使用、普段の食事ではあまり使用しない食材を採用し、世界の料理やご当地メニューなど特別なメニューとなるよう心がけております。令和6年度は大人のお子様ランチ、ご馳走ローストビーフ丼、きしめん、天むす、手作りのミルクレープ、苺のショートケーキ等を提供しました。バイキングは6月と2月の2度行いました。6月は麺バイキングを行いました。韓国冷麺、冷製パゲティ、冷やしそうめん、塩唐揚げ、かきあげ等を提供しました。2月のバイキングは、厨房の人員不足の為、厨房で作った副食の他に、くら寿司の寿司とビアードパパのシュークリームを提供しました。夏祭りは流しそうめん、たこ焼き、ポテト、カリカリチーズ、おにぎり、かき氷を提供しました。学園祭は、カレーライス、焼ビーフン、肉ごぼう天うどん、炊き込みご飯、飲茶セットを提供しました。令和5年度より毎月1日は月が替わった区切りとし赤飯を提供するなどメニューに変化を入れました。その他、普段のメニューの中でご当地メニューや世界の料理などを取り入れる工夫も行いました。家庭的な料理プラス家庭では食べることができない料理などを考え、利用者を楽しんで食べてもらう工夫を行いました。

3、食材について

食材に関しては、物価高騰で日・月毎の仕入れ値があがり、数年前とは費用は上がっていますが、その中でも単価のチェックを行い、新食材採用時には相見積りを取り、よい食材を安く納品できるようにしています。また各業者には産地・製造年月日・消費期限の記載の商品の納入を義務付け、食材の納入時には、鮮度・適正温度・包装の破損はないか検品に気を配り、食材の受け入れをしています。今年度は11月頃より厨房職員3名が治療・体調不良等により病欠となり、3名の厨房職員で対応しなければならなかった期間がありましたので、パンや外注弁当を提供せざるを得なくなりました。その間は利用者の摂取状況を把握しながら、量の調整等も併せて行っていました。

海外の情勢、異常気象、原油価格の高騰等の影響で食材が軒並み高騰しています。利用者の楽しみである食事という事を基本におき、メニューを工夫しながら食費が上がり過ぎないように心がけています。防災に向けた備蓄品については非常食を3日分確保しています。

4、衛生面について

衛生面に関してまずは調理員全員が自分自身の健康管理に努め、5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）を常に意識し実行することにしてしています。そして、化学的な知識を元に食材や調理器具・食器の消毒作業、調理時の温度管理、適時適切な手洗いを徹底しています。原則として、前日調理は行わず、すべてその日に給食調理室で調理し、生で食用する野菜果物を除き、加熱処理したものを提供し、安全に食事してもらるようにしています。また、衛生面に対す

安河内歯科医院 院長 所在地 電話番号	安河内 真司 直方市日吉町3-12 0949-24-0577
------------------------------	--------------------------------------

3、準協力医療機関

眼科

阿部眼科医院 院長 所在地 電話番号	阿部 健司 直方市溝掘2-3-13 0949-22-2953
-----------------------------	--------------------------------------

内科

福岡ゆたか中央病院 院長 所在地 電話番号	松本 高宏 直方市感田523-5 0949-26-2311
--------------------------------	-------------------------------------

外科

西尾病院 理事長 所在地 電話番号	西尾 謙吾 直方市津田町9-38 0949-22-0054
----------------------------	-------------------------------------

皮膚科

おおもり皮ふ科クリニック 院長 所在地 電話番号	大森 正樹 直方市感田井牟田1930-1 0949-26-6520
-----------------------------------	---

産婦人科

田中産婦人科クリニック 院長 所在地 電話番号	田中 康司 直方市頓野1000-27 0949-26-8868
----------------------------------	---------------------------------------

耳鼻科

岡村耳鼻咽喉科 院長 所在地 電話番号	岡村 浩一郎 直方市頓野3816-3 0949-22-2683
------------------------------	---------------------------------------

重度知的障害者の今後の医療的問題点

- ・知的障害者を理解し診察してもらえる専門医が少ない。
- ・身辺自立の出来ていない、重度の知的障害を持つ人達を入院させてもらえる病院が少ない。
- ・益々高齢化が進み、具体的に知的障害者の医療問題をどの様に解決していけば良いのか、またその様な体制が出来るのか。

る知識の向上を図るため、保健所の衛生研修会等に本年も調理員を参加させて頂き、調理業務の向上につなげていきたいと思ひます。

5. 栄養面について

食事摂取基準表に基づき、栄養量の過不足のない献立を作成し、毎月1ヶ月間の栄養供給量を確認し、翌月の献立に反映させています。例年通り個人食事摂取一覧表や体重推移やBMIに基づき、個人に対応したものとなるように、支援員や看護師の指示を受け、主食は小・飯小・中・大、主菜は小・中大で区分していましたが、令和5年6月より主食は小・中・大、主菜は区分を作らず提供しています。高齢化に伴い嚥下が難しくなった利用者が増え、形態をきざみ食・極きざみ食にして対応しており、ペースト食は状況に応じて対応しております。

入所施設という事で、朝・昼・夕の1日3回の食事を提供していますが、提供した食事を残食なく食べてもらうことが、適切な栄養摂取量につながります。利用者が食事を残すことなく健康的な日常生活を過ごして頂くために、安心や安全、衛生管理を配慮するあまり美味しさを損なう調理が行われるという状況のないよう、調理技術の向上を心がけ反省と改善を行ってまいります。

調理員について、令和6年11月に3名が治療・体調不調等により、パンや外注弁当を提供していました。1名は3月に復帰、12月に1名、3月に1名新人職員が入職した事で、3月で6名の状態で調理業務を進めることができるようになりました。新しく入職した厨房職員もまだ慣れてない状況ですが、手作りで楽しく美味しい安心・安全な食事を提供していきたいと思っています。食中毒をおこさないよう手洗い掃除など衛生面に注意し気を引き締めて精進していきます。

【行事食一覧表】

4月	誕生会・	新年度お祝い献立・創立記念弁当
5月	誕生会・	端午の節句
6月	誕生会・	バイキング
7月	誕生会・	七夕
8月	誕生会・	夏祭り
9月	誕生会・	秋分の日
10月	誕生会・	学園祭
11月	誕生会・	親子旅行
12月	誕生会・	クリスマス会・年越しそば
1月	誕生会・	おせち料理・七草粥・鏡開き
2月	誕生会・	節分・バイキング
3月	誕生会・	ひなまつり・春分の日